

2022年度 さいたま市立大宮国際中等教育学校 いじめ防止基本方針

I はじめに

この規定は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめ防止等のために基本的な方針を定めたものである。

いじめは、どの学校でも、どの集団でも、どの生徒にも起こりうるものであると同時に、全ての生徒に関係する問題であり、生徒の心身や成長に重大な影響を与えるものである。本校の全ての生徒が安心して学習活動に励み、充実した6年間の学校生活を送ることができるよう、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早急かつ適切に対応できる環境を目指し、「さいたま市立大宮国際中等教育学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめは絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 生徒一人ひとりが夢と希望を抱き、自信と誇りをもてるよう、自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。特に、特別支援教育、国際教育、人権教育、道徳教育の充実を図る。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた時は、速やかに、いじめ対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 5 学校の特定の職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 6 いじめの早期解決に向けて、該当生徒の安全を確保するとともに、関係・専門機関とも連携を図る。
- 7 いじめる生徒に対し、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる生徒の成長支援の観点に立ち、いじめる生徒が抱える問題を解決すべく、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関等との連携を図る。
- 8 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。

Ⅲ いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

また、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないものと認識する。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

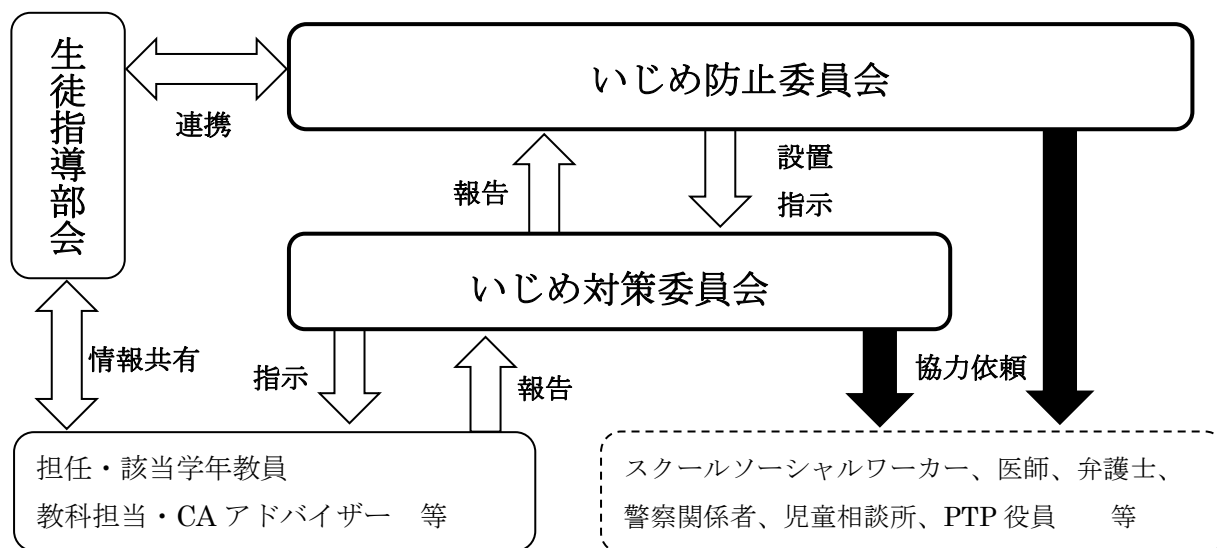
被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

<組織図>



1 いじめ防止委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を組織的・実効的に行うため
- (2) 構成員：校長、副校長、教頭、IBコーディネーター、生徒指導部長、教務部長、IB研究部長、保健衛生部長
各学年主任、その他校長が必要と認めた者
※必要に応じて、教育相談係長、学年副主任、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察関係者、児童相談所、PTP役員など構成員以外の関係者を招集できる。
- (3) 開催：年3回以上（各Semester1回以上）
- (4) 内容：
 - ア いじめ対策の全体計画の策定（基本方針、年間指導計画等）
 - イ いじめ未然防止のための環境整備
 - ウ 基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
 - エ いじめの防止等に係る校内研修の計画立案と実施
 - オ 校内のいじめやその疑いに対する情報の集約といじめの発生の認定
 - カ いじめへの対応のための校内の体制の整備

2 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条・第28条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの調査、生徒・保護者への対応を組織的・実効的に行うため
- (2) 構成員：校長、副校長、教頭、生徒指導部長、教育相談係長、生徒指導・教育相談担当教員、当該学年主任及び副主任、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認めた者
※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察関係者、児童相談所、PTP 役員など構成員以外の関係者を招集できる。
- (3) 開催：いじめの発生に伴って設置・開催
- (4) 内容：
 - ア 発生したいじめに係る情報の迅速な収集と記録・共有
 - イ いじめ被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制・方針の決定
 - ウ いじめ被害生徒の保護者への情報の提供・共有と支援
 - エ 発生したいじめへの対応の記録と検証

3 生徒指導部会

- (1) 目的：学校における生徒指導体制の確立と充実のため
- (2) 構成員：生徒指導部長、教育相談係長、生徒指導・教育相談担当教員
- (3) 開催：月2回
- (4) 内容：
 - ア いじめ未然防止のため、生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発
 - イ いじめ早期発見のための、調査や個別面談、相談の実施
 - ウ 生徒の問題行動や生徒の人間関係に関する悩みなどに係る情報、いじめが疑われる情報の迅速な収集と記録・共有
 - エ いじめ防止基本方針に基づく取組の実施

4 大宮国際中等教育学校生徒いじめ防止委員会

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、いじめを許さない・起こさない学校をつくらうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を主体的に推進する。
- (2) 構成員：生徒会役員、各学級のHR委員、各委員会の委員長
- (3) 開催：全校委員会（年2回）
- (4) 内容：
 - ア 生徒指導主任及び生徒会担当による講話
 - イ いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な取組の提案
 - ウ 提案した取組の推進と振り返り

V いじめの未然防止に対する日常の取組

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた体験活動及び道徳教育の充実を図るため本校では以下の取組を行う。

1 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、させない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、全教師の協力体制を整える。
- 学校行事や After School Activities を通して、他者とのかかわりを学び、コミュニケーション能力を育成する活動の充実を図る。

2 HRでの活動を通して

- 道徳やLHRの授業を通して、互いのよさを見つけたり、考え方の違いに気づかせたりする活動を取り入れる。
- 「心を潤す4つの言葉推進運動」の実施

3 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。
- 「カウンセリングウィーク」で学年教員が面談する中で、人間関係等についての聞き取りを行う。
- 各HRでいじめ撲滅に向けた行動指針を作成する。

4 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「All English」「人間関係プログラム」の時間を通して

- 年度当初の学年集会やLHRに構成的グループエンカウンターなどを盛り込み、市内全域から集まった生徒たちが6年間を通じて仲間として活動していく基盤となる心構えやコミュニケーション能力を身に付けさせる。
- 英語によるコミュニケーションを通して、話し方、話の聞き方などの人とかかわる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、生徒が「All English」「人間関係プログラム」の中で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各HR担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、温かな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

6 メディアリテラシー教育を通して

○「スマートフォン・インターネット安全教室」を実施し、生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットを使うことができる力や情報モラルを身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

○SNS対策

生徒のSNS使用状況を把握するとともに、道徳・LHRの授業や講演会を通じて情報モラル教育を実施し、生徒及び保護者の情報モラル向上をめざす。

7 保護者との連携を通して（保護者会や三者面談、学校だよりなど）

○いじめは絶対に許されないことについて、学校と家庭が連携して指導する。

○子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。

○子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 学校生活のさまざまな場面での生徒の観察

観察のポイント

- ・生徒のささいな変化に気付く
- ・気付いた情報を共有する
- ・情報に基づき、速やかに対応する

- (1) 健康観察 : 一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
- (2) 授業中 : 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書等の落書き、隣と机が離れている 等
- (3) 休み時間 : 独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- (4) 給食 : 班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番の押しつけ 等
- (5) Club Activity : Club Activity を無断で休む、雑用をやらされている 等
- (6) 登下校指導 : 独りぼっち、荷物を持たされる 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 : 4月、8月、1月
- (2) アンケートの結果 : 学年・学校全体で情報を共有する。
- (3) アンケート結果の活用 : アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。
面談した生徒について、記録をとり保存する。

3 カウンセリングウィークの実施

- (1) カウンセリングウィークの実施 : 5月、11月
- (2) カウンセリングウィークの結果 : 学年、学校全体で情報を共有する。
- (3) カウンセリングの実施形態 : 5月は学年教員が生徒との二者面談を実施する。
11月は学年教員が生徒・保護者との三者面談を実施する。

4 いじめの防止についての保護者アンケートの実施

5 毎月の「いじめに係る状況調査」の教育委員会への報告

いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応

6 地域からの情報収集

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合は、速やかにいじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、「生徒の心のサポート、手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制をつくる。

役職	役割
校長	情報の集約、組織的な対応の全体指揮、構成員を招集、いじめ対策委員会を開催する。
副校長・教頭	校長を補佐し、情報の集約を行う。必要に応じてマスコミ等の対応を行う。
HR担任・学年教員	事実確認のための情報収集、生徒の安全確保及び指導を行う。 いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。 いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
学年主任・副主任	該当学年の生徒の情報収集、学年団教員の情報共有を行う。管理職に報告。
生徒指導部長	生徒の情報を把握できる体制づくりをする。 生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。 校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を行う。
特別支援教育 コーディネーター	問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
教育相談係長	特別支援教育コーディネーターを補助し、情報収集を行う。
養護教諭	さわやか相談員や学年職員等と協力し、支援を行う。
Club Activity 担当教員	必要に応じて学年職員等と協力し、情報収集、指導に当たる。
さわやか相談員	生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー	専門的な立場からアセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング、家庭との連携等を行う。
保護者・地域	家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・心身に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・年間30日を目安とする。
 - ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 生徒または保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、（いじめ対策委員会を母体とした）重大事態の調査組織を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底を行う。
- (2) いじめ防止委員会の報告を行う。

2 校内研修

(1) 生徒指導・教育相談に係る研修

生徒理解について、生徒指導にかかる伝達研修、教育相談（心のサポート）、人権教育

- (2) 情報モラル研修
- (3) 授業規律に関する意見交換

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ防止委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）

- (1) 検証を行う期間：各 Semester

2 「取組の評価（アンケートなど）」、いじめ防止委員会の会議、校内研修等の実施時期

- (1) 「取組の評価（アンケートなど）」の実施時期：各 Semester 1回
- (2) いじめ防止委員会の開催時期：年3回以上（各 Semester 1回以上）
- (3) 校内研修等の開催時期：各 Semester 1回